

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に取り組むことを宣言します。

① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N + 1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む
- 取引先の生産工程の低炭素化に向けて技術協力など支援する。

② 「振興基準」の厳守

新規事業と下請け事業者との望ましい取引慣行（下請け中小企業振興法に基づく「振興基準」）を尊守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行の是正に積極的に取り組みます。

1, 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたっては、下請け事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請け事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約にあたっては、新事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

2, 手形などの支払い条件

下請け代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請けの負担とせず、また、支払いサイトを50日以内とするよう努めます。

3, 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約のひな型に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、「取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の

無償譲渡などは求めません。

4, 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請け事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3, その他（任意記載）

令和4年5月6日

企業名 株式会社徹信工業

役員・氏名（代表権を有する者） 代表取締役 田中 茂信

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにいづれは掲載いたします。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導または助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。